

●届出の必要な地域 (令和4年8月1日現在)

- 景観指定地域 (独自条例制定市は除く)
- 大規模行為届出対象地域
- 独自条例制定市

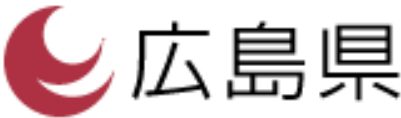
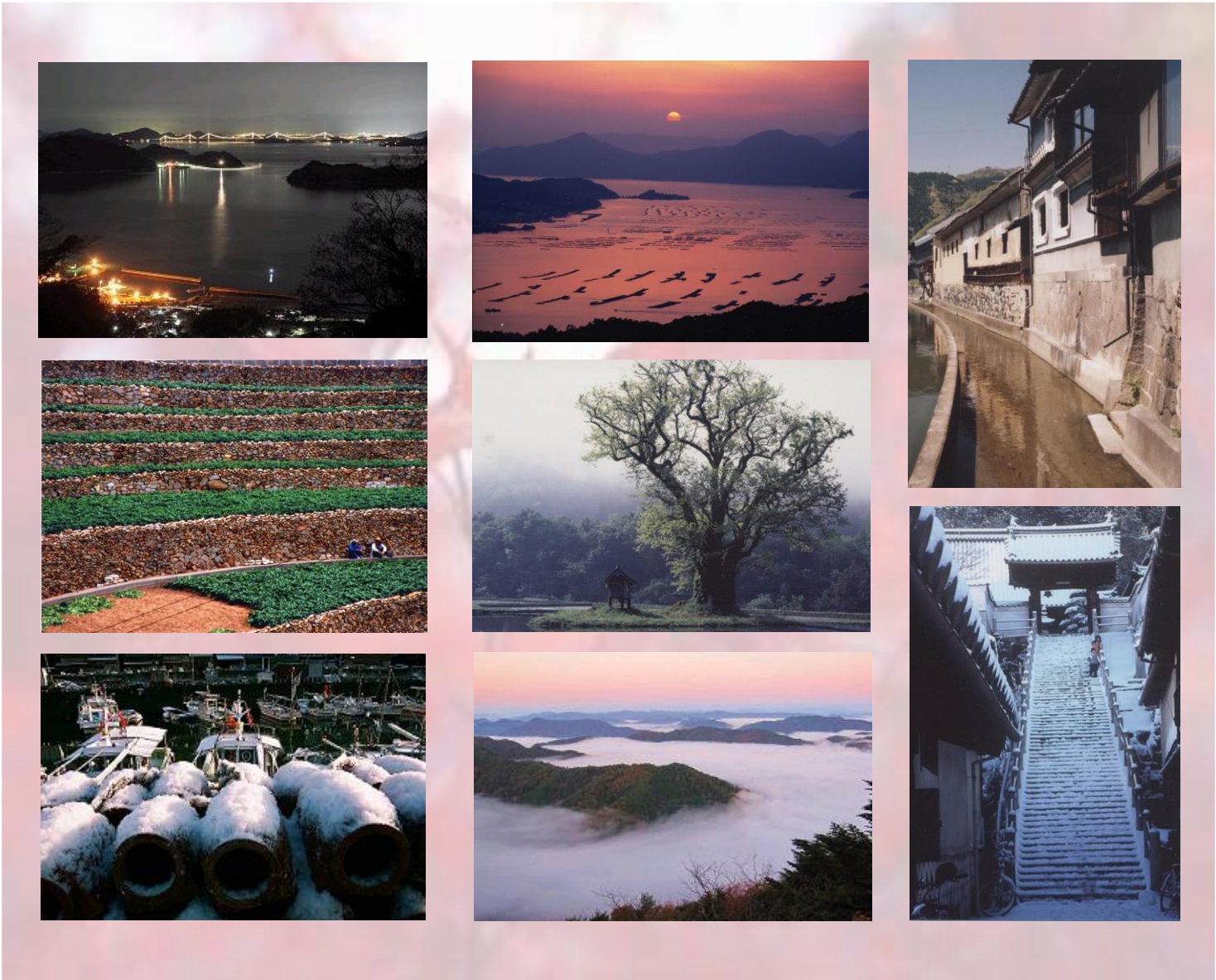


地域の区分		対象となる地域
景観指定地域	景観モデル地域	廿日市市宮島町の区域のみ ※宮島町では文化財保護法等他法令での規定により許可が必要となるため、県条例の届出は不要
	景観形成地域	三原市：旧本郷町、旧大和町、東広島市：旧河内町、安芸太田町：旧筒賀村、旧戸河内町、北広島町：旧芸北町
大規模行為届出対象地域		三原市 (旧本郷町及び旧大和町の区域を除く。)、府中市 (旧上下町の区域を除く。)、庄原市 (旧口和町、旧比和町及び旧総領町の区域を除く。)、大竹市、東広島市 (旧福富町及び旧河内町の区域を除く。)、安芸高田市 (旧八千代町の区域に限る。)、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、神石高原町 (旧豊松村及び旧三和町の区域に限る。)
独自条例制定市		広島市、福山市、呉市、尾道市、三次市、廿日市市、府中市 (上下町の区域に限る。)、竹原市については、各市の制度により、県の景観条例による届出は不要

- 各種届出の受付、問い合わせは各市町の景観担当課へ
- 広島市都市計画課 082-504-2277
 - 三原市都市開発課 0848-67-6113
 - 府中市都市デザイン課 0847-44-9170
 - 大竹市都市計画課 0827-59-2167
 - 安芸高田市管理課 0826-47-1201
 - 海田町まちデザイン課 082-823-3157
 - 安芸太田町産業観光課 0826-28-1961
 - 神石高原町産業課 0847-89-3337
 - 呉市都市計画課 0823-25-3367
 - 尾道市まちづくり推進課 0848-38-9223
 - 三次市都市建築課 0824-62-6160
 - 東広島市都市計画課 082-420-0954
 - 江田島市都市整備課 0823-43-1647
 - 熊野町都市整備課 082-820-5608
 - 北広島町建設課 0826-72-7364
 - 竹原市都市整備課 0846-22-7749
 - 福山市都市計画課 084-928-1092
 - 庄原市都市整備課 0824-73-1115
 - 廿日市市都市計画課 0829-30-9190
 - 府中町環境課 082-286-3244
 - 坂町都市計画課 082-820-1513
 - 大崎上島町企画課 0846-65-3112
- その他は県の環境保全課へ
- 県庁環境保全課 (082)513-2917 (ダイヤルイン)

ふるさと広島の景観を
守り、育て、創るために

広島県景観条例のあらまし (ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例)



広島らしい景観を作りましょう

広島県は、温暖な気候に恵まれ、先人から受け継いだ数多くの優れた景観があります。

自然景観 ふるさとづくり

広島県の海域は、瀬戸内海のほぼ中央に位置し、世界に誇る多島美や白砂青松に代表される箱庭的な美しさが特徴です。

北部の中国山地では、美しい高原と多くの渓谷が見られます。また、内陸部では、三次盆地に代表される霧の景観が見られ、豊かな水と緑の田園景観を育んできました。

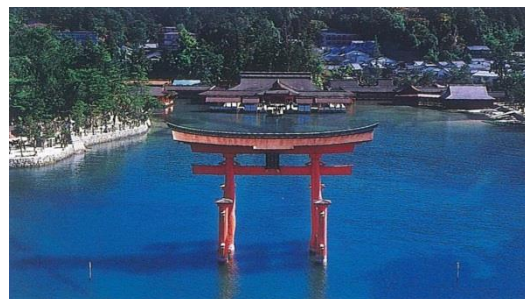


臥竜山

歴史的景観 文化づくり

日本三景の宮島をはじめ、海上交通によって開けた竹原、尾道、鞆といった歴史的な港町が特色ある町並みを形づくっています。

また、沿岸部には、広島、福山、三原といった城下町、内陸部にも三次、東城といった小城下町の遺構があり、近代化の中にも近世都市景観のおもかげを伝えています。



宮島

都市景観 魅力づくり

川と緑の美しい広島市は、平和大通りや河川の周辺などを中心に、都市景観の整備を進めています。

また、中核市の福山市や呉市などは、市街地の活性化を図ると共に景観に配慮した魅力あるまちづくりを進めています。



福山市久松通り

表紙 広島県景観会議 景観づくり大賞 受賞作品 (第12回～第19回) 順不同

- 左上 (大崎上島町沖浦の夜景)
- 中上 (江田島市の牡蠣いかだ)
- 右上 (府中市の剣先水路)
- 左中 (呉市倉橋町の棚田)
- 中中 (庄原市川北町の柿の大木)
- 右下 (竹原市西方寺の階段)
- 左下 (三原市のたこつぼ)
- 中下 (安芸高田市鷹ノ巣山の雲海)

景観法について

景観法 (平成17年全面施行)

景観行政を担う主体として景観行政団体を創設

広島県内の景観行政団体

広島市、福山市、三次市、尾道市、呉市、廿日市市、竹原市

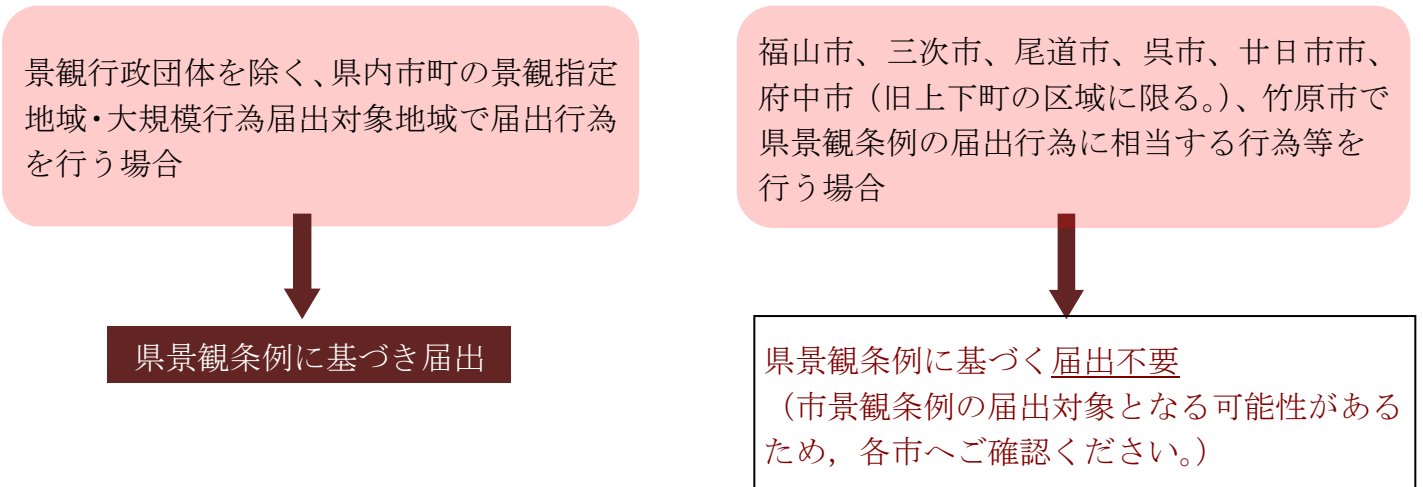
景観行政団体となった市町は、景観計画で、対象区域や区域内での届出が必要な行為、景観形成基準行為の制限等を定め、区域内 (景観計画区域・景観地区) において独自の条例による規制が可能になります。
 なお、独自条例を制定している市町においては、県景観条例に基づく届出は不要です。

県内で独自の条例を制定した市町における県景観条例に基づく届出等

	福山市	三次市	尾道市	呉市	廿日市市	府中市 ^{※2} (旧上下町)	竹原市
景観行政団体になった日	景観法施行時	H17.4.1	H17.8.1	H17.10.1	H21.7.15		R2.10.15
市景観条例 (景観計画) 施行日	H24.4.1 (同上)	H19.10.1 (同上)	H19.4.1 (同上)	H20.3.1 (同上)	H24.4.1 (同上)	H12.1.1 (一)	R4.2.25 (一部) R4.7.1 (完全施行)
県景観条例の届出の要否	景観指定地域	不要 ^{※1} (条例第35条)	不要 ^{※1} (条例第35条)	不要 ^{※1} (条例第35条)	不要 ^{※1} (条例第35条)	不要 ^{※1} (条例第35条)	不要 ^{※1} (条例第35条)
大規模行為届出対象地域	不要 (地域指定解除)	不要 ^{※1} (条例第35条)		不要 ^{※1} (条例第35条)	不要 (地域指定解除)	不要 (地域指定解除)	不要 (地域指定解除)

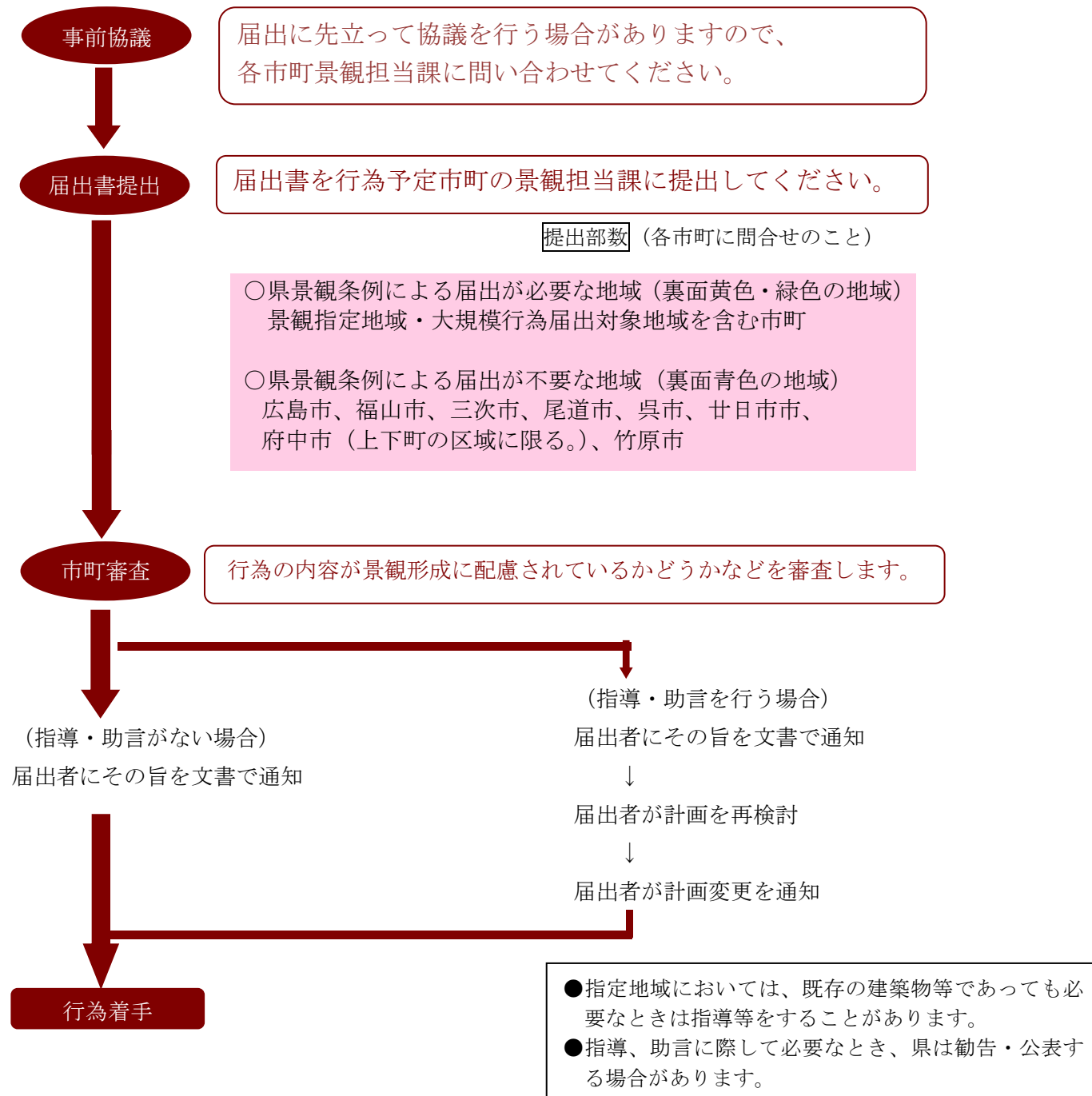
- ※1 県景観条例第35条により、県景観条例と同等の内容を有する市町景観条例を制定した地域として、知事が指定しているため、届出の規定は適用しません。
- ※2 府中市旧上下町は、景観行政団体ではありませんが、景観法制定に先行して、「府中市上下町まちづくり景観条例」を制定したことから、県景観条例による指定地域が解除されているため、届出の規定は適用しません。

県景観条例による届出の要否フロー図



※県景観条例、市景観条例共に、届出先は各市町長となります。
 詳しくは、各市町の担当課へお問い合わせください。

届出手続き



●届出の手続

届出は、所定の届出用紙に必要事項を記入し、必要な図面等を添付して、行為予定の市役所、町役場に提出してください。

届出用紙は、関係市町へお問い合わせください。

広島県環境情報サイト (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/>) からダウンロードできます。

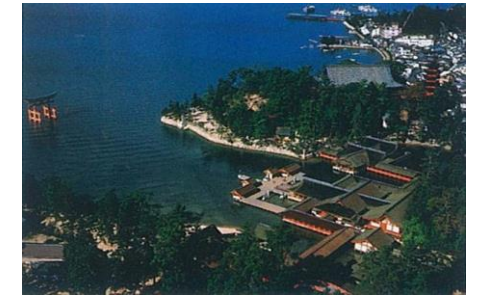
●届出は早めに！

指導、助言は出来る限り速やかに行いますが、届出書は計画内容が決まり次第、早めに提出してください。

景観指定地域における景観形成の基本的方向

■宮島・大野景観指定地域

- 廿日市市宮島町の区域 (景観モデル地域)
廿日市市大野町の区域 (景観形成地域)
- ① 歴史と自然が調和した景観の形成
 - ② 美しい眺望景観の形成
 - ③ 魅力ある海辺の景観の形成
 - ④ 交通ルートを意識した景観の形成
 - ⑤ 地域ごとの個性を生かした景観の形成



厳島神社

■新広島空港周辺景観指定地域

- 旧大和町、旧河内町及び旧本郷町の区域 (景観形成地域)
- ① 空の玄関にふさわしい風格ある沿道景観の形成
 - ② 歴史と自然が息づく沼田川の水辺の景観の形成
 - ③ 国際交流の場にふさわしい落ち着いた田園集落景観の維持保全



広島空港

■西中国山地国定公園周辺景観指定地域

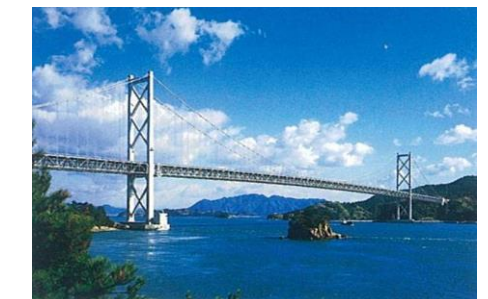
- 旧吉和村、旧筒賀村、旧戸河内町及び旧芸北町全域 (景観形成地域)
- ① 緑豊かな自然景観の保全
 - ② 落ち着いたある田園集落景観の維持と育成
 - ③ 心なごむ美しい沿道景観の形成
 - ④ 自然景観と調和した景観形成
 - ⑤ 人々が集う町の顔となる景観の形成



もみのき森林公園

■西瀬戸自動車道景観指定地域

- 尾道市 (旧御調町の区域を除く) (景観形成地域)
- ① 優れた瀬戸内海の自然環境を守る
 - ② みかんや花の美しい景観を育てる
 - ③ 個性を生かした市街地の景観をつくる
 - ④ 西瀬戸自動車道などの建設をきっかけとした景観を形成する



因島大橋

■安芸灘架橋景観指定地域

- 旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧川尻町、旧豊浜町及び旧豊町の区域 (景観形成地域)
- ① 瀬戸内海の多島美を守る
 - ② 景観の見せ場をつくる
 - ③ 暮らしに潤いを増す



オレンジライン

広島県大規模行為景観形成基準

行為	事項	基準
大規模行為に共通する事項	① 基本的遵守事項	<p>ア 地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図ること。</p> <p>イ 大規模行為の計画地（以下「行為地」という。）について、市町村が定めた景観形成に関する条例、要綱又は景観形成計画がある場合は、これらの内容に沿ったものとする。</p> <p>ウ 行為地について、景観条例第30条に規定する景観形成住民協定又は関連法令に基づく景観形成のための地域協定等がある場合は、当該協定に配慮するとともに、景観形成住民協定、同条例第32条に規定する特定事業景観形成協定及びこれらに準じる協定を積極的に締結し、優れた景観の形成を図ること。</p> <p>エ 周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性があると思われる行為については、周辺の地域住民等への具体的な説明のため、事前に、当該行為に係る計画の内容及び理由書を準備するとともに、その周辺地域の状況を、パース、模型、カラー合成写真、コンピュータ・グラフィックス等で分析した上で、周辺の景観に与える影響を検証すること。</p>
	② 位置	<p>ア 次の地域及びその周辺地域にあつては、既存の景観資源を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、行為地の選定に当たって、特に配慮すること。</p> <p>(ア) 自然公園法等に基づく指定地域</p> <p>(イ) 広島県を代表する景勝地</p> <p>(ウ) 地域を代表する歴史的建造物等のランドマークのある地域（以下（ア）、（イ）及び（ウ）を総称して「景勝地等」という。）</p> <p>イ 行為地が、歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とするよう配慮すること。</p> <p>ウ 行為地が、主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。</p> <p>エ 行為地が、山稜の近傍にある場合は稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。</p>
③ 敷地の緑化	③ 敷地の緑化	<p>敷地内においては、できる限り豊かな緑化に努め、次のこと等を工夫すること。</p> <p>ア 敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮する。</p> <p>イ 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木とする。</p>
	④ その他	<p>ア 複数の建築物、工作物及び屋外駐車場、ゴミ焼却場等の敷地内に設ける施設については、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮すること。</p> <p>イ 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、道路から直接見通せない構造とすること。</p> <p>ウ 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。</p> <p>エ 行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事場等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮へいに努めること。</p>
2 建築物の新築・増築等	① 形態、意匠、色彩及び	<p>ア 地域の景観に調和する形態、意匠、色彩及び素材（以下「形態等」という。）とするよう配慮すること。</p> <p>イ 建築物の用途等を勘案し、場合によっては、地域のランドマークとして地域住民に親しまれるよう形態等を工夫すること。</p>
	② 形態	<p>ア 景勝地等においては、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう、特に、壁面の面積及び形態並びに建築物の高さを総合的に検討し、景観への影響を最小限にとどめるよう工夫すること。</p> <p>イ 周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮すること。</p>

行為	事項	基準
③ 意匠	③ 意匠	<p>ア 建築物の壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との個性が図られるよう意匠を工夫するとともに、必要に応じて、次のことも工夫すること。</p> <p>(ア) 雨水排水管等の壁面設備を、建築物内部に組み込む。ただし、やむを得ない場合は、主要な展望地又は道路から見えない位置に設置する。</p> <p>(イ) 高架水槽等の屋上設備を、主要な展望地又は道路から見えない位置に設置する。ただし、やむを得ない場合は、外部に直接露出しないよう、壁面の立ち上げ又は目隠しを設置する。</p> <p>(ウ) 屋外階段は、避難設備としての機能が低下しない範囲内で、主要な展望地又は道路から見えない位置に設置する。</p> <p>(エ) 空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫する。</p> <p>(オ) アンテナを共同化する。</p> <p>イ 建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数こととめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。</p>
	④ 色彩	<p>基調となる色彩は、日本工業規格の色名（JIS Z 8102）に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着きのある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として、彩度の高い色の使用は避けること。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。</p>
⑤ 素材	⑤ 素材	<p>地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、できる限り、外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</p>
	⑥ その他	<p>敷地内においては、できる限り電線類を地中化するとともに、近い将来、敷地外での電線類の地中化が見込まれる地域においては、これに対応するための措置を行うこと。</p>
3 工作物の新築、増築等	3 工作物の新築、増築等	<p>原則として、建築物の新築、増築等の部の事項及び基準に準じるものとする。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図ること。</p>
	① 集積の方法	<p>ア 集積又は貯蔵は、できる限り、主要な展望地から見えないよう配慮すること。</p> <p>イ 適切な集積又は貯蔵に努めること。</p>
② 遮蔽	② 遮蔽	<p>敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共用地からできる限り見えにくい位置とすること。</p>
	③ その他	<p>ア 長大な法面、擁壁等を生じないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫すること。</p> <p>(ア) こう配は、できる限り緩やかなものとする。</p> <p>(イ) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮する。</p> <p>(ウ) できる限り自然植生と調和した緑化等により修景する。</p> <p>イ 跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施すること。</p> <p>ウ 前記イの場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないよう、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行うこと。</p>
5 鉱物の掘採又は土石等の採取	5 鉱物の掘採又は土石等の採取	<p>屋外における物品の集積又は貯蔵の部遮へい及びその他の項の基準に準じる。</p>
	① 護岸	<p>屋外における物品の集積又は貯蔵の部その他の項の基準に準じる。</p>
6 土地の区画形状の変更	② その他	<p>ア 行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。</p> <p>イ 埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。</p>

広島県景観条例による届出が必要な行為

地域の区分	届出が必要な行為の種類		左欄に該当するもののうち届出を要しない行為
	景観指定地域（景観モデル地域を除く）	(1) 大規模行為（大規模行為届出対象地域の届出対象と同じ）	
届出が必要な行為の種類		届出が必要となる場合	左欄に該当するもののうち届出を要しない行為
大規模行為届出対象地域	(1) 大規模建築物の新築、増築、改築、移転、撤去	高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるとき。ただし、都市計画区域では別に規模を定めることがあります。	<p>景観指定地域に準じる。ただし、自然公園法及び広島県立自然公園条例の普通地域の規定により届出を要する行為については、景観条例の届出不要</p> <p>(注) 景観指定地域と大規模行為届出対象地域では、届出を要しない「通常の管理行為又は軽易な行為」に違いがあります。</p>
	(2) 大規模工作物の新築、増築、改築、移転、撤去	ア 広告塔、高架水槽、観覧車、各種プラント、各種貯蔵、処理施設等は高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるとき。 イ 彫像、記念碑、電線路、空中線等は高さ20mを超えるとき。	
	(3) 大規模建築物、大規模工作物の外観の変更	変更に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるとき。	
	(4) 屋外における物品の大規模な集積、貯蔵	集積、貯蔵の高さ5m又は土地の面積1,000㎡を超えるとき。	
	(5) 地形の外観の大規模な変更を伴う鉱物の掘採、土石等の採取	土地の面積1,000㎡又は法面若しくは擁壁が高さ5m及び長さ10mを超えるとき。	
	(6) 土地の区画形状の大規模な変更	ア 土地の面積が都市計画区域では3,000㎡、その他は1haを超えるとき。 イ 法面又は擁壁が高さ5m及び長さ10mを超えるとき。	